# 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法

平成14年 7月26日 法律 第94号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律

平成22年 6月 2日 法律 第39号

# 改正前

# 改正後

### - 本則-

施行日:平成22年 7月 1日

## (機構の目的)

第三条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、石油及び可燃性天然ガス(以下「石油等」という。)の探鉱等並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに必要な質がにる場所では多い、もって石油等及び金属鉱産物の安定等的では、金属・の防止に必要な資金の貸付けそのとる鉱害の防止に必要な資金の貸付けその業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (機構の目的)

第三条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、石油及び可燃性天然ガス(以下「石油等」という。)◆削除◆並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びにる油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱産物の安定定等でよる鉱害の防止に必要な資金の貸付けその性の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。

### - 本則-

施行日:平成23年6月1日 Fまでに

## (事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を 神奈川県に置く。

## (事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を 東京都に置く。

## - 本則-

|施行日:平成22年 7月 1日

#### 第三章 業務等

(業務の範囲)

- 第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、 次の業務を行う。
  - 一 海外及び本邦周辺の海域における石油等(オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下同じ。)の探鉱及び採取 並びに海外における可燃性天然ガスの液化 ◆追加◆に必要な資金(石油の 採取に必要な資金及び本邦周辺の海域における可燃性天然ガスの採取に必要な資金 ◆追加◆にあっては、石油等の採取をする権利 その他これに類する権利を有する者からこれらの権利を譲り受けてその採取 ◆追加◆を行う場合におけるこれらの権利の譲受ける。
    - に必要な資金及びこれらの権利に基づく採取 ◆追加◆を開始するために必要な資金 ◆追加
    - ◆に限る。) 並びに海外における金属鉱物の 探鉱に必要な資金を供給するための出資を行 うこと。
  - 二 金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に 必要な資金(その資金を供給するために必要

# 第三章 業務等

(業務の範囲)

- 第十一条機構は、第三条の目的を達成するため、 次の業務を行う。
  - 一 海外及び本邦周辺の海域における石油等(オ イルサンド及びオイルシェールを含む。以下 同じ。) の探鉱及び採取、海外における可燃 性天然ガスの液化 並びに海外及び本邦周辺の 海域における金属鉱物の探鉱並びに採掘及び これに附属する選鉱、製錬その他の事業(以 下この号及び第三号において「採掘等」とい う。)に必要な資金(石油の 採取に必要な資 金、本邦周辺の海域における可燃性天然ガス の採取に必要な資金 及び金属鉱物の採掘等に 必要な資金にあっては、石油等の採取をする 権利 、金属鉱物の採掘等をする権利その他こ れらに類する権利を有する者からこれらの権 利を譲り受けてその採取 又は採掘等を行う場 合におけるこれらの権利の譲受けに必要な資 金及びこれらの権利に基づく採取 又は採掘 等を開始するために必要な資金 (次条第三号

1

- な資金を含む。)の貸付けを行うこと。
- 三 海外における石油等の探鉱及び採取(これに 附属する精製を含む。第五号において同 じ。)並びに可燃性天然ガスの液化に必要な 資金並びに海外における金属鉱物の 採掘及び これに附属する選鉱、製錬その他の事業に必 要な資金(その資金を供給するために必要な 資金を含む。)に係る債務の保証を行うこ と。
- 四 海外における石油等 ◆追加◆の探鉱をする権利その他これに類する権利の取得(機構以外の者によるこれらの権利の取得を困難とする特別の事情がある場合において、経済産業省令で定める期間内における機構以外の者への譲渡を目的として行うものに限る。)を行うこと。
- 五 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の海外における実証並びに 金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る 技術に関する実証を行うこと。
- 六 石油等及び金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査(金属鉱物の探鉱に係る調査にあっては、海外において行われるものであって国及び機構以外の者がその費用の一部を負担するもの並びに二百メートル以上の政令で定める水深の海域において行われるものに限る。)を行うこと。
- 七 海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査(金属鉱業を営む者が外国法人と共同して行うものに限る。)に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。
- 八 海外における金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供を行うこと。
- 九 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付けを行うこと。
- 十 国の委託を受けて、国家備蓄石油(石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第二条第十項に規定する国家備蓄石油をいう。以下同じ。)及び国家備蓄施設(同法第三十一条に規定する国家備蓄施設をいう。以下同じ。)の管理を行うこと。
- 十一 前号に掲げる業務に関連して、石油の取得、保有及び譲渡しを行うこと。
- 十二 石油の備蓄の増強に必要な資金(石油の購入に必要な資金に限る。)の貸付け並びに石油の備蓄の増強に必要な施設の設置(二以上の石油精製業者その他の経済産業省令で定める者の出資に係る法人が行うものに限り、国家備蓄石油の貯蔵を主たる目的として行うものを除く。)に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。
- 十三 金属鉱産物の備蓄を行うこと。
- 十四 金属鉱業等(経済産業省令で定める金属鉱業及び非金属鉱業をいう。以下同じ。)による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 十五 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置

- 及び第十四条第一項において「権利譲受け資金」と総称する。)に限る。) ◆削除◆を供給するための出資を行うこと。
- 二 金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に 必要な資金(その資金を供給するために必要 な資金を含む。)の貸付けを行うこと。
- 三 海外における石油等の探鉱及び採取(これに 附属する精製を含む。第五号において同 じ。)並びに可燃性天然ガスの液化に必要な 資金並びに海外における金属鉱物の 採掘等に 必要な資金(その資金を供給するために必要 な資金を含む。)に係る債務の保証を行うこ と。
- 四 海外における石油等 及び金属鉱物の探鉱をする権利その他これに類する権利の取得(機構以外の者によるこれらの権利の取得を困難とする特別の事情がある場合において、経済産業省令で定める期間内における機構以外の者への譲渡を目的として行うものに限る。)を行うこと。
- 五 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の海外における実証並びに 金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る 技術に関する実証を行うこと。
- 六 石油等及び金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査(金属鉱物の探鉱に係る調査にあっては、海外において行われるものであって国及び機構以外の者がその費用の一部を負担するもの並びに二百メートル以上の政令で定める水深の海域において行われるものに限る。)を行うこと。
- 七 海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査(金属鉱業を営む者が外国法人と共同して行うものに限る。)に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。
- 八 海外における金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供を行うこと。
- 九 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付けを行うこと。
- + 国の委託を受けて、国家備蓄石油(石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第二条第十項に規定する国家備蓄石油をいう。以下同じ。)及び国家備蓄施設(同法第三十一条に規定する国家備蓄施設をいう。以下同じ。)の管理を行うこと。
- 十一 前号に掲げる業務に関連して、石油の取得、保有及び譲渡しを行うこと。
- 十二 石油の備蓄の増強に必要な資金(石油の購入に必要な資金に限る。)の貸付け並びに石油の備蓄の増強に必要な施設の設置(二以上の石油精製業者その他の経済産業省令で定める者の出資に係る法人が行うものに限り、国家備蓄石油の貯蔵を主たる目的として行うものを除く。)に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。
- 十三 金属鉱産物の備蓄を行うこと。
- 十四 金属鉱業等(経済産業省令で定める金属鉱

- に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。
- 十六 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十 八年法律第二十六号)第七条第三項の規定に よる鉱害防止積立金の管理を行うこと。
- 十七 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第 一項(同条第三項において準用する場合を含 む。)の規定により拠出される金銭の徴収及 びその運用並びに同法第十三条第三項(同法 第十四条第二項及び第三十条第二項において 準用する場合を含む。)の規定による必要な 費用の支払を行うこと。
- 十八 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査 及び指導を行うこと。
- 十九 地方公共団体の委託を受けて、金属鉱業等が終了した後における坑水又は廃水による鉱 害を防止するためのその処理の用に供する施 設であって経済産業省令で定める規模以上の ものの運営を行うこと。
- 二十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、金属鉱業等鉱害対 策特別措置法第三十条第一項の規定による鉱害 防止業務を行う。
- 3 機構は、前二項の業務のほか、前二項の業務の 遂行に支障のない範囲内で、科学的調査のため に第一項第九号の船舶の貸付けを行うことがで きる。
- 4 第一項第三号に規定する債務の保証は、当該保証に係る債務の履行が確実であると認められる場合に限り、行うよう努めるものとする。
- 5 第一項第一号から 第三号まで及び第五号から第 七号までの金属鉱物 並びに同項第十三号の金属 鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

- 業及び非金属鉱業をいう。以下同じ。)による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 十五 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置 に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。
- 十六 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十 八年法律第二十六号)第七条第三項の規定に よる鉱害防止積立金の管理を行うこと。
- 十七 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第 一項(同条第三項において準用する場合を含 む。)の規定により拠出される金銭の徴収及 びその運用並びに同法第十三条第三項(同法 第十四条第二項及び第三十条第二項において 準用する場合を含む。)の規定による必要な 費用の支払を行うこと。
- 十八 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査 及び指導を行うこと。
- 十九 地方公共団体の委託を受けて、金属鉱業等が終了した後における坑水又は廃水による鉱害を防止するためのその処理の用に供する施設であって経済産業省令で定める規模以上のものの運営を行うこと。
- 二十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、金属鉱業等鉱害対 策特別措置法第三十条第一項の規定による鉱害 防止業務を行う。
- 3 機構は、前二項の業務のほか、前二項の業務の 遂行に支障のない範囲内で、科学的調査のため に第一項第九号の船舶の貸付けを行うことがで きる。
- 4 第一項第三号に規定する債務の保証は、当該保証に係る債務の履行が確実であると認められる場合に限り、行うよう努めるものとする。
- 5 第一項第一号から ◆削除◆第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

## - 本則-

## |施行日:平成22年 7月 1日

## (区分経理)

- |第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区 | 分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければな | らない。
  - 一前条第一項第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる業務(石油等に係るものに限る。)並びに同項第四号及び第十号から第十二号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
  - 二 前条第一項第一号 及び第三号に掲げる業務 (金属鉱物に係るものに限る。)並びに同項 第二号、第九号及び第十三号に掲げる業務並 びにこれらに附帯する業務並びに同条第三項 の業務
  - 三 <mark>前条第一項第五号及び第六号</mark>に掲げる業務 (金属鉱物に係るものに限る。)並びに同項 第七号、第八号、第十四号、第十五号、第十

#### (区分経理)

- 第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
  - 一 前条第一項第一号 及び第三号から第六号までに掲げる業務(石油等に係るものに限る。)並びに 同項第十号から第十二号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
  - 二 前条第一項第一号 に掲げる業務(金属鉱物の 探鉱に係るものに限る。)、同項第三号に掲 げる業務(金属鉱物に係るものに限る。)並 びに同項第二号、第九号及び第十三号に掲げ る業務並びにこれらに附帯する業務並びに同 条第三項の業務
  - 三 前条第一項第一号に掲げる業務(金属鉱物に 係る権利譲受け資金に係るものに限る。)、 同項第四号から第六号までに掲げる業務(金

- 八号及び第十九号に掲げる業務並びにこれら に附帯する業務並びに同条第二項の業務
- 四 前条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに 附帯する業務
- 五 前条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに 附帯する業務
- 属鉱物に係るものに限る。)並びに同項第七号、第八号、第十四号、第十五号、第十八号及び第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項の業務
- 四 前条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに 附帯する業務
- 五 前条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに 附帯する業務

## - 本則-

施行日:平成22年7月1日

(長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券)

- 第十四条 機構は、 第十一条第一項第二号及び第十二号から第十四号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は石油天然ガス・金属鉱物資源債券(以下「債券」という。)を発行することができる。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の 弁済を受ける権利を有する。
- 4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年 法律第八十九号)の規定による一般の先取特権 に次ぐものとする。
- 5 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の 発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信 託会社に委託することができる。
- 6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五 条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定 は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信 託会社について準用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券)

- 第十四条 機構は、第十一条第一項第一号に掲げる 業務(権利譲受け資金に係るものに限る。)並 びに同項第二号から第四号まで及び第十二号か ら第十四号までに掲げる業務に必要な費用に充 てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期 借入金をし、又は石油天然ガス・金属鉱物資源 債券(以下「債券」という。)を発行すること ができる。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の 弁済を受ける権利を有する。
- 4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年 法律第八十九号)の規定による一般の先取特権 に次ぐものとする。
- 5 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の 発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信 託会社に委託することができる。
- 6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五 条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定 は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信 託会社について準用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

### - 本則-

施行日:平成22年 7月 1日

(債務保証の限度)

第十八条 機構は、第十一条第一項第三号の規定による保証(石油等に係るものに限る。以下この条において同じ。)に係る債務の現在額が第五条第二項の規定により 前条の信用基金に充てるべきものとして出資された金額 ◆追加◆に政令で定める数を乗じた金額を超えることとなる場合には、新たに第十一条第一項第三号の規定による保証をしてはならない。

(債務保証の限度)

第十八条 機構は、第十一条第一項第三号の規定による保証(石油等に係るものに限る。以下この条において同じ。)に係る債務の現在額が第五条第二項の規定により前条第一項の信用基金に充てるべきものとして出資された金額及び同条第二項の規定により信用基金が増加又は減少した金額を基礎として経済産業省令で定める数を乗じた金額を超えることとなる場合には、新たに同号の規定による保証をしてはならない。

П	
- 改正法·附則・題名- ~ 平成22年 6月 2日 法律 第39号~	
施行日:平成22年 7月 1日	
◆追加◆	附 則(平成二二・六・二法三九)
- 改正法·附則- ~ 平成22年 6月 2日 法律 第39号~	
施行日:平成22年 7月 1日	
◆追加◆	(施行期日) 1 この法律は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (罰則の経過措置) 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。